

青森県報

第三千七百九十六号

平成二十六年
一月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

右 同 (健康福祉課) 一

右 同 (同) 二

右 同 (同) 三

右 同 (同) 三

右 同 (同) 四

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出

右 同 (水産振興課) 五

肥料登録の有効期間の更新

右 同 (食の安全・安心推進課) 五

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

右 同 (漁港・漁場整備課) 五

告 示

青森県告示第二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
介護老人保健施設サントアハウス弘前	弘前市大字大川字中桜川一八の一	介護老人保健施設	平成 二五・九・一

青森県告示第二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
公益財団法人シシルバリアン協会	八戸市大字河原一木字八太郎山一四四四	訪問リハビリテーション	八戸市大字河原一木字八太郎山一四四四	リハビリテーションセンター	八戸市大字河原一木字八太郎山一四四四	平成 二五・四・一

社会福祉法人弘前豊徳会	有限会社プロジェクツ	有限会社藤器機	株式会社ぼーるけあ	合同会社ウル	"	医療法人メロディンテイル	社会福祉法人八甲田会	有限会社サンプライズ	株式会社さい	社会福祉法人東北赤松
弘前市大字八の川	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切五	弘前市大字安原三丁目八の一	八戸市柏崎四丁目一六の二九	八戸市大字十日九	"	八戸市大字八幡字榎田一の四	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	八戸市沼館二丁目三三の五	弘前市大字高田三丁目六の二	上北郡東北町字往來ノ下三四
認知症対応型介護	短期介護施設	"	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	訪問看護	通所介護	訪問看護	福祉用具貸与	認知症対応型共同生活介護
デイサービスセンター	介護老人保健施設	訪問介護事業所	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	"	ニツワタクリ	デイサービスセンター	ひので訪問看護サービス	介護サービス	グループホーム
弘前市大字八の川	上北郡六戸町大字大落瀬字柴山五五の四二五	五所川原市字難田一五九の一	八戸市柏崎四丁目一六の二九	八戸市吹上一丁目八の一東誠会館一階	"	八戸市大字八幡字榎田一の四	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	八戸市長根二丁目一四の二	弘前市大字田町一丁目一の六	上北郡東北町字膳前五六の一
三〇 四一	三五 六一	三五 二一	三五 六一	三五 六二五	"	三五 六一	三五 六一	"	三五 六一	"

株式会社善世会	株式会社田商會	株式会社かもと	株式会社ル八	田産業株式会社	社会福祉法人恵徳会	"	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
弘前市大字五代字從弟沢一三	弘前市大字境関字西田二八の一	五所川原市字鎌谷町五一九の五	北海道札幌市東区北二十四条東一丁目一の二	八戸市湊高台二丁目二の三	上北郡東北町字古屋敷四五の一	"	調剤薬局	訪問介護事業所	サカエ薬局	ヘルパーステーション
訪問介護	居宅療養管理指導	訪問介護	居宅療養管理指導	通所介護	通所介護	短期介護施設	調剤薬局	訪問介護事業所	サカエ薬局	ヘルパーステーション
弘前市大字川先	五所川原市字弥生町一五の八	五所川原市大字八甲田字榎森五一	十和田市西三番町一五の九	十和田市西三番町三五の九	上北郡東北町字乙供一二三	松風荘短期入所介護事業所	調剤薬局	訪問介護事業所	サカエ薬局	ヘルパーステーション
三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一	三五 六一

青森県告示第二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社サンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	八戸介護相談センター	八戸市長根二丁目一四の二	平成 二五 ・ 六 ・ 一
有限会社楓プロジェクト	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	居宅介護支援事業所かえでの森	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山五五の四二五	二五 ・ 二 ・ 一
有限会社さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	居宅介護支援事業所さかもと	五所川原市大字広田字榊森五一の八	二五 ・ 六 ・ 一

青森県告示第三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社かさ	弘前市大字高田三丁目六の二	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	平成 二五 ・ 六 ・ 一

青森県告示第三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益財団法人シルバークリニック協会	八戸市大字河原一丁目八の四四	シルバークリニック	八戸市大字河原一丁目八の四四	平成 二五 ・ 四 ・ 一
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	グループのぼる	上北郡東北町一丁目五六一	"
株式会社さい	弘前市大字高田三丁目六の二	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	二五 ・ 六 ・ 一
有限会社サンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	ひので訪問看護センター	八戸市長根二丁目一四の二	"
社会福祉法人八甲田会	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	デイサービスセンター	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	二五 ・ 五 ・ 一
医療法人ケアクリニック	八戸市大字八幡字榊田一の四	介護予防訪問看護	八戸市大字八幡字榊田一の四	二五 ・ 六 ・ 一

株式会社 ル八社	有限会社 かもと	株式会社 田安町 田商会	株式会社 世善	社会福祉 会弘前 弘前豊徳	有限会社 プロジェクト エック	有限会社 藤器機	株式会社 ぼーるけあ	合同会社 ウル	社会福祉 人まほろば	"
北海道札幌市東区北二十四条東一丁目二	五所川原市字鎌谷町五一九の五	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字五代字従弟沢一三	弘前市大字八の川一八の	上北郡六戸町大字大瀬字堀切五沢六〇の一〇五	弘前市大字安原三丁目八の一	八戸市柏崎四丁目一六の二九	八戸市大字十日市字長根一九の九	八戸市小中野八丁目八の八	"
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問介護	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問介護	介護予防 短期入所 療養介護	"	介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	"	介護予防 訪問介護	介護予防 居宅療養 管理指導
調剤薬局 グルハドラッグ 十和田店	訪問介護 事業所 とさかも	サカエ薬局 弥生	ヘルパース 川先	介護老人保 健施設 サス弘 前	訪問介護 事業所 の森	ヘルパース ひなた	デイサービス 真ごころ	ヘルパース ふくろう	ヘルパース こながの	"
十和田市西十二番町一五の二六	五所川原市大字広田字榊森五一の八	五所川原市字弥生町一五の八	弘前市大字川先四丁目三の五	弘前市大字八の川一八の	上北郡六戸町大字大瀬字柴山五五の四二五	五所川原市字鎌田一五九の一	八戸市柏崎四丁目一六の二九	八戸市吹上一丁目八の三一東誠会館一階	八戸市小中野八丁目八の八	"
三五 九一六	三五 九一	三五 八一	"	三五 九一	三五 二一	"	三五 八一	三五 六一五	三五 七一	"

"	社会福祉 人恵徳会	上北郡東北町字 古屋敷四五の一	介護予防 通所介護	デイサービス 松風荘	上北郡東北町字 乙供一二三	三五 六一
"	介護予防 短期入所 生活介護	松風荘短期 入所介護事業所	"	"	"	"

青森県告示第三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社かさ	弘前市大字高田三丁目六の一二	介護サービス 活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	平成 二五 六一

青森県告示第三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公

告

青森	加入区 の 名 称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
青森市大字野内字菊川二六三 横 内 憲 悟	青森市大字奥内字宮田二の一 杉 田 勝	青森市八重田二丁目四の八 齋 藤 貞 一	平成二十六年 一月二十二日 から同年二月 五日まで	青森市漁業 協同組合

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十二日

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四 佐々木 正徳 下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一 和 田 健 一	奥戸区域 奥戸漁業協同 組合の地区 うち乙の地区 大間町大字 奥戸字材木村 奥戸字材木村 字八森、字材 木川目、字新 釜及び字材木 の区域	総トン数十トン 未満の漁船によ つり行う漁業であ る者が行う漁業 の者が行う漁業 の地区

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十六年一月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七二号	肥料の種類 配合肥料	肥料の名称 G R A	保証成分量 （パーセント） りん酸全量 九・〇 りん酸溶解性 八・〇 りん酸全量 四・五 りん酸溶解性 四・五 りん酸全量 三・三 りん酸溶解性 三・三	その他の規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社五光 東津軽郡平内 町大字外童子 字滝ノ沢一 の二三
----------------------	---------------	----------------	---	------------------------	---

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第十七条第十二項の規定により、今別地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

- 三 事業実施箇所機能の発揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十二項の規定により、
脇野沢地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次
のとおり公表する。

平成二十六年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北
地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
- 三 事業実施箇所の機能の発揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭